

府中市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第76号

府中市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

府中市生活保護法施行細則（昭和62年2月府中市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(備付書類) 第2条 省略 (1) <u>面接記録票</u> (2) <u>保護決定調書、保護台帳</u> (3) <u>ケース記録票</u> (4) <u>援助方針記録票</u> (5) <u>面接受付簿（第6号様式）</u> (6) <u>保護申請受理簿（第8号様式）</u>	(備付書類) 第2条 省略 (1) <u>面接記録票（第1号様式）</u> (2) <u>保護決定調書・保護台帳（第2号様式の1（A）、第2号様式の1（B）及び第2号様式の2）</u> (3) <u>ケース記録票（第3号様式）</u> (4) <u>援助方針及び格付票（第4号様式）</u> (5) <u>被保護者給与台帳（第5号様式）</u> (6) <u>面接受付簿（第6号様式）</u>

(必要書類)

第4条 所長は、省令第1条第6項の規定により、次に掲げる書類のうち、保護の決定に必要と認めるものの提出を求めることとする。

- (1) 資産申告書
- (2) 給与証明書
- (3) 収入申告書
- (4) 同意書
- (5) 生業計画書
- (6) 住宅補修計画書

(医療券)

第5条 被保護者に対する医療扶助による医療の給付の決定通知は、別に定める医療券に記載してこれを行うものとする。

(7) ケース番号登載簿（第7号様式）

(8) 保護申請受理簿（第8号様式）

(申請書)

第4条 法第24条第1項の申請書は、保護申請書（第10号様式）によるものとする。

2 省令第1条第5項の申請書は、葬祭扶助申請書（第11号様式）によるものとする。

3 省令第1条第6項の書類は、次の各号に掲げる書類のうち、所長が必要と認めるものを添付するものとする。

- (1) 資産申告書（第12号様式）
- (2) 給与証明書（第13号様式）
- (3) 収入申告書（第14号様式）
- (4) 同意書（第15号様式）
- (5) 生業計画書（第16号様式）
- (6) 住宅補修等計画書（第17号様式）

(決定通知書)

第5条 法第24条第3項及び第9項並びに法第25条第2項の書面は、保護決定通知書（第18号様式）、保護変更通知書（第19号様式）及び保護申請却下通知書（第20号様式）によるものとする。

(検診命令)

第6条 所長は、法第28条第1項の規定により被保護者に検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書に、医師又は歯科医師が当該検診の結果を記載するための検診書及び当該検診に係る費用を請求するための検診料請求書を添付して、当該被保護者に交付するものとする。

第7条 削除

(扶養の可否に関する照会等)

第8条 所長は、法第4条第2項の規定により要保護者の扶養義務者に対し扶養の可否について照会するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）により行うものとする。

2 法第26条の書面は、保護停止通知書（第21号様式の1）又は保護廃止通知書（第21号様式の2）によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被保護者に対する医療扶助による医療の現物給付の決定通知は、別に定める医療券に記載してこれを用いるものとする。

(検診命令)

第6条 所長は、法第28条第1項の規定により被保護者に検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書（第22号様式）に、医師又は歯科医師が当該検診の結果を記載するための検診書（第23号様式）及び当該検診に係る費用を請求するための検診料請求書（第24号様式）を添付して、当該被保護者に交付するものとする。

(資料の提供等の請求)

第7条 法第29条第1項の規定による資料の提供等の請求は、生活保護法第29条第1項の規定に基づく資料の提供について（依頼）（第25号様式）によるものとする。

(扶養の可否に関する照会等)

第8条 所長は、法第4条第2項の規定により要保護者の扶養義務者に対し扶養の可否について照会するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養の可否について（第26号様式）により行うもの

2～3 省 略

第10条 削除

(就労自立給付金の支給の決定の通知)

第12条 所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは就労自立給付金決定通知書により、就労自立給付金を支給しないときは就労自立給付金申請却下通知書(第33号様式)により通知するものとする。

第13条 削除

(進学・就職準備給付金の支給の決定の通知)

第15条 所長は、法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは支給決定通知書により、進学・就職準備給付金を支給しないときは不支給決定通知書により通知するものとする。

とする。

2～3 省 略

(就労自立給付金申請書)

第10条 省令第18条の4第1項の申請書は、就労自立給付金申請書(第30号様式)によるものとする。

(就労自立給付金の支給の決定の通知)

第12条 所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは就労自立給付金決定通知書(第32号様式)により、就労自立給付金を支給しないときは就労自立給付金申請却下通知書(第33号様式)により通知するものとする。

(進学・就職準備給付金申請書)

第13条 省令第18条の9第1項の申請書は、進学・就職準備給付金申請書(第34号様式)によるものとする。

(進学・就職準備給付金の支給の決定の通知)

第15条 所長は、法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときは進学・就職準備給付金決定通知書(第36号様式)により、進学・就職準備給付金を支給しないときは進学・就職準備給付金申請却下通知書(第37号様式)により通知す

(徴収金の納入の申出)

第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第77条の2第1項又は第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書によるものとする。

るものとする。

(徴収金の納入の申出)

第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第77条の2第1項又は第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(第38号様式)によるものとする。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式から第5号様式まで 削除

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

第10号様式から第26号様式までを次のように改める。

第10号様式から第26号様式まで 削除

第30号様式を次のように改める。

第30号様式 削除

第32号様式を次のように改める。

第32号様式 削除

第34号様式を次のように改める。

第34号様式 削除

第36号様式から第38号様式までを次のように改める。

第36号様式から第38号様式まで 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市生活保護法施行細則の規定は、令和7年11月25日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市生活保護法施行細則に規定する様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。